

(令和7年9月19日修正)

工事区分表（物販施設・飲食施設・バックルーム）

工 種	工事	姫路市の負担	事業者負担	
		A 工事	B 工事	C 工事
建 築 工 事	床	コンクリート直押え	防水及びシンダーコンクリート打設まで	A・B 工事以降の全工事
	外壁周りの壁・柱	ボード類素地まで	なし	A 工事以降の全工事
	間仕切り壁・柱	ボード類素地まで	なし	A 工事以降の全工事
	天井	ボード類素地まで	なし	A 工事以降の全工事
	防火扉等	法基準に基づく設置工事まで	C 工事に伴う変更・追加工事	A・B 工事以降の全工事
	点検口	点検・管理上必要分の全工事	なし	A 工事以降の全工事
	内装造作等	なし	なし	全工事
電 気 設 備 工 事	電灯幹線設備	分電盤までの全工事	C 工事に伴う変更・追加工事	A・B 工事以降の全工事
	動力幹線設備	分電盤までの全工事	C 工事に伴う変更・追加工事	A・B 工事以降の全工事
	照明器具・コンセント	なし	なし	全工事
	電話設備	なし	なし	全工事
	レジシステム	なし	なし	全工事
	テレビ設備	なし	なし	全工事
機 械 設 備 工 事	空調設備	なし	なし	全工事
	換気設備	法定換気設備のみ	C 工事に伴う変更・追加工事	A・B 工事以降の全工事
	厨房用吸排気設備	なし	なし	全工事
	給水設備	量水器・受水槽設置及び子メーターの二次側バルブ止めまで	C 工事に伴う変更・追加工事	A・B 工事以降の全工事
	排水設備	最終枳からグリストラップまで	C 工事に伴う変更・追加工事	A・B 工事以降の全工事
	給湯設備	なし	なし	全工事
	衛生設備	なし	なし	全工事
	ガス設備	なし	なし	全工事
防 災 設 備 工 事	火災報知等設備	法基準に基づく設置工事	C 工事に伴う変更・追加工事	なし
	非常照明等設備	法基準に基づく設置工事	C 工事に伴う変更・追加工事	なし
	誘導灯等設備	法基準に基づく設置工事	C 工事に伴う変更・追加工事	なし
	非常放送等設備	法基準に基づく設置工事	C 工事に伴う変更・追加工事	なし
	ガス漏れ警報等設備	なし	なし	全工事
	機械警備設備	なし	なし	全工事
	消火器	なし	なし	全工事